

# 定 款 細 則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この細則は、定款第 3 7 条の規定によりこれを定める。

## 第 2 章 入会金及び会費

第 2 条 この細則は、定款第 7 条の規定によりこれを定める。

( 1 ) 正会員の入会金及び年度会費

入 会 金 3 0 , 0 0 0 円

年 度 会 費 5 0 , 0 0 0 円

( 2 ) 正会員が死亡した場合において事務所の後継者が引き継いだ場合は入会金を免除するとともに、その年度の年度会費も免除する。

( 3 ) 賛助会員の入会金及び年度会費

入 会 金 3 0 , 0 0 0 円

年 度 会 費 4 0 , 0 0 0 円

( 4 ) 会費の特例については理事会において決めるものとする。

( 5 ) 定款第 5 条に定める特別会員の入会金及び年度会費は不要とする。

## 第 3 章 正会員外理事及び監事

第 3 条 この細則は、定款第 1 1 条に関するものとして定める。

( 1 ) 理事の 2 分の 1 以上は正会員外より選任する。

( 2 ) 監事は 2 名のうち 1 名を正会員外より選任する

## 第 4 章 常任理事会

第4条 この細則は定款第16条に関するものとして定める。

(1) 理事会のうち正会員理事をもって常任理事会と定める。

#### 第5章 事業計画及び収支予算

第5条 この細則は定款第19条及び第32条に関するものとして定める。

(1) やむを得ない理由により会計年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前会計年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

(2) 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

#### 第6章 相談役

第6条 この細則は定款第15条第2項に関するものとして定める。

(1) 会長の相談及び諮問に応ずる者として相談役をおくことができる。

(2) 相談役は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(3) 相談役は会長の命を受け協会運営についての助言等や対外的事項を行う。

(4) 前項の相談役の任期は2年とし、再任は妨げない。

#### 第7章 理事会における書面表決等

第7条 この細則は定款第24条に関するものとして定める。

やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、定款第22条、第23条及び第25条第1項第3号の規定の適用については

これを出席したものとみなす。

## 第 8 章 委員会

第 8 条 この細則は定款第 26 条に関するものとして定める。

(1) 委員会は運営、総務、技術、事業・会員交流、公益・地球環境、広報の 6 委員会とする。また必要に応じて、特別委員会、WG(ワキンググループ)、PT(プロジェクトチーム)を設けることができる。

(2) 運営委員会は、正会員理事、正会員監事、委員会の長、地区幹事をもって構成する。

(3) 運営委員会は、理事会の命を受けこの法人の運営に関する事項を審議する。

## 第 9 章 会員の種類

第 9 条 この細則は定款 5 条に関するものとして定める。

正会員の「もの」とは、個人及び法人の代表者を示す。

## 第 10 章 退会

第 10 条 この細則は定款第 8 条に関するものとして定める。

個人及び法人の代表者が死亡した場合において、代表者が交替後も事業が引き継がれていると判断された場合は、退会には該当しないものとする。

## 附 則

この細則は、平成 13 年 5 月 11 日から施行する。

この細則は、平成 14 年 5 月 17 日から施行する。

この細則は、平成 19 年 3 月 16 日から施行する。

この細則は、平成 19 年 11 月 30 日から施行する。

この細則は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。

この細則は、平成 21 年 3 月 19 日から施行する。

